

大規模災害時におけるドクターヘリ広域連携に関する基本協定

富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県（以下「中部ブロック」という。）並びに富山県立中央病院、石川県立中央病院、信州大学医学部附属病院、佐久総合病院佐久医療センター、岐阜大学医学部附属病院、総合病院聖隷三方原病院、愛知医科大学病院、三重大学医学部附属病院及び伊勢赤十字病院（以下「基地病院」という。）は、大規模災害発生時におけるドクターヘリの広域連携に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害発生時において、中部ブロック及び基地病院が運航業務受託者の協力を得て行うドクターヘリによる応援活動を実施する際に必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において大規模災害とは、中部ブロック内において複数県にわたり被害が発生し、又は単独でも甚大な被害が発生し、被災県外からの医療の支援が必要な規模の災害をいう。

（連絡担当基地病院の設置）

第3条 中部ブロックは、被災県に対する応援を円滑に実施するため、ドクターヘリ連絡担当基地病院（以下「連絡担当基地病院」という。）を置く。

2 連絡担当基地病院は、被災県等からの応援要請に対し、中部ブロック内において、派遣及び待機するドクターヘリの調整等を行うものとする。

（代理）

第4条 連絡担当基地病院が被災し機能していない場合、連絡担当基地病院があらかじめ指名する基地病院が、連絡担当基地病院が復旧するまでの間、その業務を代理する。

（応援要請）

第5条 応援を要請しようとする被災県は、連絡担当基地病院と十分な連絡調整を行い、他県にドクターヘリの派遣を要請するものとする。

（出動）

第6条 前条の応援を要請された県は、自県の基地病院に出動を要請する。

2 前項の出動要請を受けた基地病院は、可能な限り出動するものとする。

3 応援を行う県及び基地病院は、連絡担当基地病院と十分な連絡調整を行うものとする。

(被災地域外の救急医療体制の確保)

第7条 前条の規定に基づく応援を行う県は、被災地への応援活動によりドクターヘリが不在となる地域で発生したドクターヘリの出動要請に対して、近接する県のドクターヘリに出動を要請することができるものとする。

2 前項の規定に基づくドクターヘリの出動は、ドクターヘリによる救急医療の有用性が認められる範囲において実施するものとし、要請を受けた基地病院は、自県ドクターヘリの運航に支障のない限り出動するものとする。

(費用負担)

第8条 第5条の規定に基づくドクターヘリの出動に係る費用は、応援を要請した被災県の負担とする。

2 第7条の規定に基づくドクターヘリの出動に係る費用は、出動側の負担とする。

3 前2項の定めによりがたい場合は、関係県が協議して定めるものとする。

(事故等への対処)

第9条 この協定によるドクターヘリの運航に起因する事故については、運航業務受託者、基地病院及び関係県の責任において対処するものとする。

(連絡会議)

第10条 中部ブロックは、この協定に基づくドクターヘリ広域連携が円滑に行われるよう、連絡会議を設置するものとする。

2 連絡会議の具体的な運営については別に定める。

(中部ブロック外の災害)

第11条 中部ブロック以外の都道府県において広域的な対応が必要な災害が発生し、当該被災都道府県から応援要請があった場合、この協定の例により、中部ブロック及び基地病院の協議の上、応援活動を実施するものとする。

(委任)

第12条 上記に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、中部ブロック及び基地病院が協議して別に定めるものとする。

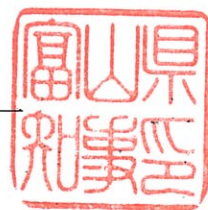
付則 この協定は、令和2年3月27日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年3月27日

富山県知事

石井 隆一



石川県知事

谷本 正憲



福井県知事

杉本 達治



長野県知事

阿部 守一



岐阜県知事

古田 肇



静岡県知事

川勝 平太



愛知県知事

大村 秀章



三重県知事

鈴木 英敬



富山県立中央病院
病院長 清水 康一



石川県立中央病院
病院長 岡田 俊英



信州大学医学部附属病院
病院長 本田 孝行



佐久総合病院佐久医療センター
院長 渡辺 仁



岐阜大学医学部附属病院
病院長 吉田 和弘



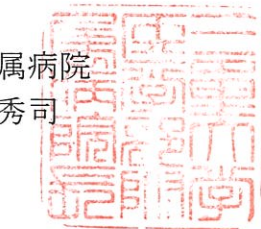
総合病院聖隷三方原病院
病院長 荻野 和功



愛知医科大学病院
病院長 藤原 祥裕



三重大学医学部附属病院
病院長 伊佐地 秀司



伊勢赤十字病院
院長 楠田 司

